

改元に関するご周知につきまして

【改元対応についてのご周知につきまして】

Q. 1 「平成」が記載されている帳票・書式類はそのまま使用できますか？

- ・改元後も「平成」表記の帳票類はそのままご使用いただくことができます。
- ・そのままご使用いただく際には、平成「31」年と表記ください。
- ・新元号に訂正する場合は、下記の通り「平成」に二重線を引き、新元号をご記入ください。
訂正印は不要です。
なお、年の数値を訂正される場合には、訂正箇所には訂正印の押印が必要となります。

【例】 そのままご使用いただく場合：平成 31 年 5 月 7 日
新元号へ訂正する場合：●● ←新元号
~~平成~~ 1 年 5 月 7 日
※「1年」、「元年」どちらでも可

Q. 2 「平成」が記載されている帳票・書式を新元号に訂正する場合、訂正印は必要ですか？

- ・原則、訂正印は不要ですが、書類によっては取引印（場合により実印）による訂正印を、お願いすることもございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ・訂正印をお願いする書式等につきましては、双方のために明確にすべき申込書・契約書等の書類が必要となりますが、元号の読替えが明らかに判断できるものは不要といたします。
- ・なお、すでにご提出されている書類につきましては、判断可能であり不要といたします。

Q. 3 「平成」が記載されている「手形・小切手」についてもそのまま使用できますか？

- ・改元後も「平成」表記の手形・小切手類をそのままご使用いただけます。
- ・新元号に訂正する場合は下記の通り「平成」に二重線を引き、新元号をご記入ください。
訂正印は不要です。
なお、年の数値を訂正される場合には、訂正箇所には訂正印の押印が必要となります。

【例】 そのままご使用いただく場合：平成 31 年 5 月 7 日
新元号へ訂正する場合：●● ←新元号
~~平成~~ 1 年 5 月 7 日
※「1年」、「元年」どちらでも可

Q. 4 官公署発行の証明書等に旧元号が残る場合でも有効な証明となりますか？

- ・官公署発行の証明書等に、旧元号がある場合においても新元号に読み替え、有効な証明として受け付けます。